

令和4年3月28日
海事局船員政策課

令和4年度船員災害防止実施計画を策定

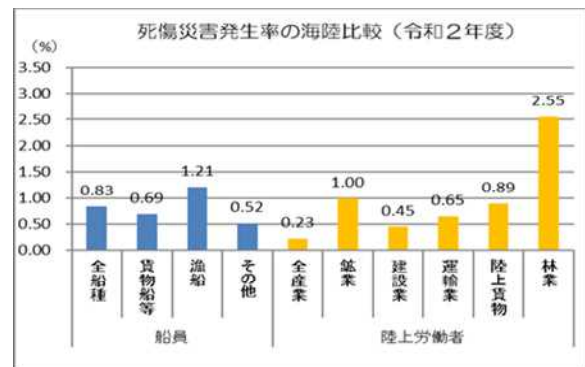
～適切な労務管理に取り組み、安全で魅力ある職場をつくろう～

国土交通省では、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき第11次船員災害防止基本計画（平成30年度～令和4年度の5カ年）に掲げた船員災害の減少目標を達成するため、令和4年度の船員災害防止実施計画を策定しました。

1. 船員災害の状況・背景

船員の労働災害については、関係者の努力により減少傾向にありますが、船員の死傷災害発生率（※）は、0.83%と、全産業平均（0.23%）と比べ、依然として高い状況にあり、その一層の削減が求められています。

これらの状況に対応し、船員災害の減少を図るとともに、安全で魅力ある職場づくりに向け、船舶所有者、船員、国、船員災害防止協会等の関係者が一丸となって取り組む指針となる、令和4年度船員災害防止実施計画を策定しました。



※災害発生率：労働者数に占める災害件数を百分率（%）で示したもの

2. 実施計画の概要

実施計画においては、総合的な安全衛生の向上を目指した取組や重点を置くべき対策として、以下を掲げています。

○安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

→船員の健康確保に向けた新たな取組を追加

○船内の居住環境・作業環境の整備・改善

○作業時を中心とした死傷災害防止対策

○海中転落・海難による死亡災害防止対策

○漁船における死傷災害対策

○年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策

○生活習慣病等の疾病防止対策 等

実施計画の詳細は、国土交通省海事局ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000006.html

【問い合わせ先】

海事局船員政策課労働環境対策室 青木、畑山
（代表） 03-5253-8111 （内線） 45-159、45-144
（直通） 03-5253-8652 （FAX） 03-5253-1643

